

ドイツと中国、特許審査ハイウェイの試行期間を延長

2016年1月26日

JETRO デュッセルドルフ事務所

ドイツ特許商標庁（DPMA）は、1月21日、中国国家知識産権局（SIPO）と特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムの試行期間を2018年1月22日まで延長する旨、同庁のウェブサイトにおいてプレスリリースした。

両庁は、2011年10月11日に北京で開催された独中協力30周年記念式典に先立ち、2011年10月10日にPPH開始に合意し、2012年1月23日よりPPH試行プログラムを実施していた。今回の延長がなければ、PPH試行プログラムは2016年1月22日に終了するところであった。

さらに、本プレスリリースにおいて、DPMAはグローバルPPHに参加している旨についても言及している。

グローバルPPHに参加している国・地域：日本、米国、韓国、英国、ドイツ、デンマーク、フィンランド、ロシア、オーストリア、シンガポール、ハンガリー、カナダ、スペイン、スウェーデン、北欧（北欧特許庁）、ノルウェー、アイスランド、イスラエル、ポルトガル、オーストラリア、エストニア（日本とのPPH開始順に記載）

－ DPMAによるプレスリリースは、以下参照 －

[Pilotprojekt "Patent Prosecution Highway \(PPH\)" zwischen dem deutschen und dem chinesischen Patentamt verlängert](#)

－ 両庁によるPPH試行プログラム開始に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[ドイツと中国、特許審査ハイウェイ試行開始（2012年1月24日）\(PDF\)](#)

－ 独中協力30周年記念式典に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[ドイツ特許商標庁、独中協力30周年記念式典における成果を公表（2011年10月17日）\(PDF\)](#)

(以上)